

遺伝子組換え表示制度に関する検討会
第8回議事録

消費者庁食品表示企画課

第8回遺伝子組換え表示制度に関する検討会 議事次第

日 時：平成30年1月31日（水）10:00～12:34

場 所：合同庁舎第4号館 408会議室

1. 開 会

2. 今後の遺伝子組換え表示制度について

3. その他

4. 閉 会

○湯川座長 定刻となりましたので、第8回「遺伝子組換え表示制度に関する検討会」を開催させていただきます。

出席状況ですが、本日は委員全員に出席いただいております。

カメラの方については御退席をお願いいたします。報道関係の方は傍聴席へお移りいただきますようお願いいたします。

それでは、事務局から本日お配りいただいている資料の確認をお願いします。

○蓮見課長補佐 配布資料の確認をさせていただきます。お手元の配布資料一覧とあわせて御確認をお願いいたします。

まず、議事次第。

続きまして、座席表。

資料としまして、「遺伝子組換え表示制度に関する検討会報告書案（たたき台）」。

参考資料1、「検討会における主な意見」。

参考資料2、「『「遺伝子組換えでない」』表示が認められる条件」。

それから、本日は武石委員から「遺伝子組換え表示制度に関する検討会報告書案について（意見）」という資料を御提出いただいております。

また、夏目委員からも、「米国遺伝子組換え表示情報開示基準に対するGMA（全米食品製造者協会）のコメント」を御提出いただいております。

以上が本日の資料でございます。お手元の資料に過不足や落丁等がございましたら、事務局までお申しつけください。

○湯川座長 資料のほうはよろしいでしょうか。

それでは、検討を始めていきたいと思えます。

本日はこの検討会の報告をまとめるための議論を行っていただくため、私の方から事務局にお願いをしまして、まだ固まっていないという段階ではありますが、報告書案のたたき台を準備してもらいました。これまで委員の皆様にご議論いただきまして、私がその時点における大勢の意見を整理してきましたので、そういった内容を中心に記載されています。

そのほかに、これまでの議論を振り返っていただくために参考資料1を配付しております。

参考資料2は、論点4を議論いただく際に役立てていただくために用意させていただきました。

それでは、事務局から資料説明をお願いします。

○蓮見課長補佐 まず、お手元に資料のたたき台を御準備いただけますでしょうか。全体構成としましては「1. はじめに」、「2. 遺伝子組換え表示制度の基本的考え方」、「3. 取りまとめの方向性」、これは各論点での議論をまとめたもの、このような大きな3つのパートに分かれております。

「はじめに」と対になります「おわりに」のパートにつきましては、議論を踏まえて今

後追加することを予定しております。

では、中身を見ていきたいと思えます。「1. はじめに」には、主に検討会立ち上げの経緯を記載しています。開催要領の趣旨に書かれている内容を参考に記述をしています。

次に「2. 遺伝子組換え表示制度の基本的考え方」は、食品表示の役割から遺伝子組換え表示制度の在り方を考える上での基本スタンスを示したものになります。

(1) では、食品表示全体を通じていえることとして、食品表示は消費者の商品選択のツールであることから、誤認をさせるような表示はあってはならないということ、また、制度設計をするに当たっては、事業者側の実行可能性も考慮する必要があることを記述しております。

(2) では、遺伝子組換え表示については、生産流通されている遺伝子組換え食品は安全性が確認されていることから、選択にかかわる表示であるということを確認的に記載しております。

(3) では、技術的・実務的観点から、表示の信頼性及び監視可能性が確保されていることが消費者の制度に対する理解を深めるためには必要であるということに記載しております。

「3. 取りまとめの方向性」は、各論点について現行制度の概要を記した上で、これまでの検討会で議論いただいて座長に総括いただいた内容をまとめて記載しております。

論点1は、(1)の①に相当するところですが、消費者への情報提供の観点から表示義務対象品目の範囲を拡大すべきという意見もございましたが、我が国の実情を踏まえ、現行制度を維持することが適当ということで記載しております。

また、現在義務対象外となっている品目についても、再現性のある検査法が確立されれば表示対象品目に追加することが適当ということ、今回、直ちには追加できないという結論にはなりましたが、具体的に検討を行っていただきましたコーンフレークを義務対象外品目の例に出して記述しております。

②は論点2に相当するところですが、表示義務対象原材料の範囲を拡大すべきという意見もございましたけれども、事業者の実効可能性、表示の見やすさなどの観点から、現行制度を維持することが適当という形で記載しております。

(2)の①が論点3に相当する部分です。分別生産流通管理のシステムは、現在遺伝子組換え農産物の生産流通に関する情報を消費者に伝えるために有用なものとして機能していると評価できることから、それをしているかどうかにかかわらず「遺伝子組換え」という表示をしていかどうかは慎重な判断が必要であるというのが大勢の意見だという形にした上で、そうはいいましても、遺伝子組換え不分別という表示の意味が分かりにくいという声や、消費者意向調査において遺伝子組換え不分別の認知度が3割程度という結果もありましたため、消費者庁が制度を周知するとともに関係者から幅広く御意見を伺い、分かりやすい表示を検討し、Q&A等に示すよう取り組むことが適当という形で記載しております。

また、不分別の意味に関する説明文の付記は、消費者の皆様への情報提供の一助になるという意見があったことを受けまして、なお書きのところで事業者に対してそのような取り組みに努めていただきたい旨を記載しております。

次の②が論点4に相当するところです。こちらは、前回の議論で大きな考え方の方向性を座長から総括いただいておりますが、具体的な制度の在り方を議論いただく必要があることから、整理の方向性のところに大きく括弧をつけております。「意図せざる混入」の許容率、すなわち義務表示が免除される基準につきましては、できる限り下げたいという消費者の要望、それから引き下げに伴う検査にかかる作業量の増加など、さまざまな事情を総合的に考慮して5%の値をどうするか、本日さらにご検討いただければと思っております。

また、「遺伝子組換えでない」表示につきましては、最大で5%の遺伝子組換え農産物が混入している可能性があるにもかかわらず、このような表示をするということは消費者の誤認を招くという御指摘がございまして、誤認防止、表示の正確性担保の観点から、「遺伝子組換えでない」表示ができる条件はできるだけ厳しくすべきという御意見が多かったところです。こちらの具体的な条件につきましては、引き続き御議論いただければと思っております。

最後に、論点として設定はしてはおりませんでした。普及・啓発について(3)で記述をしております。我が国は遺伝子組換え農産物を栽培している国からも大量の農産物を輸入してございまして、遺伝子組換えに関する情報は消費者が求める情報の一つであるかと思っております。ただ、制度導入から17年余りが経過しておりますけれども、その認知度はいまだ低く、周知が十分とはいえない状況です。また、制度が浸透していないということが遺伝子組換え食品に対する不安を増幅させているという面もございまして、国は説明会を実施するなどして、遺伝子組換え食品に関する普及・啓発活動を積極的に行うべきという形で記述をしております。

資料につきましては以上です。

続きまして、参考資料1でございまして。こちらは先ほど座長からも御紹介いただきましたけれども、各論点の議論の中でいただいた御意見を簡単にまとめたものになります。本日の議論の際に参考にしていただければと思っております。

続きまして、参考資料2でございまして。こちらは論点4の「遺伝子組換えでない」表示の条件の検討を行う際の参考にしていただければと思っております。左側に現行の表示制度、右側に想定される新たな表示制度を図式化して示しております。現行制度は分別生産流通管理をし、かつ、遺伝子組換え農産物の意図しない混入を5%以下に抑えている場合には、「遺伝子組換えでないものを分別」とか「遺伝子組換えでない」といった分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物である旨の表示ができるという制度になっております。

新たに想定される表示制度は、前回までの資料の中で提案した内容を図式化してござい

すけれども、前提条件として分別生産流通管理をするということは現行制度と同じです。それとあわせて、遺伝子組換え農産物が α %以下に抑えられていることを条件として、「遺伝子組換えでない」表示ができるという制度を考えているというものです。

白抜きになっている意図せざる混入が5%から α %の部分につきましては、分別生産流通管理が適切に行われていること、例えば「遺伝子組換えでないものを分別」といった表現をもって事実在即した表示を自由にさせていただくこともできるというような制度を想定しています。

以上が資料の説明でございます。

○湯川座長 ありがとうございます。

たたき台のほうは最初に話がありましたとおり、最後に「おわりに」というものがつく予定ですが、きょうは入っていないということです。

今、説明いただいた資料の内容は、あくまで報告書案のたたき台という位置づけでして、その内容をきょう吟味していただくのがテーマとなります。順番にこの内容を見ていきたいと思っているのですが、できれば本日中にたたき台の最後まで議論いただきまして、一通りのご意見をいただければと思っております。その上で本日議論が尽きない点がありましたら、次回改めて議論を深めていくというように考えております。

それでは、たたき台に沿って議論を進めていきたいのですけれども、1ページ目の「1. はじめに」では、主に開催要領の趣旨に書かれている内容を引っ張ってきているのですが、まずこの部分から議論していきたいと思えます。議論ありましたら、どなたでもお願いいたします。

武石委員、お願いいたします。

○武石委員 提出資料のほうには「1. はじめに」から書かせていただきました。そもそもこの検討会を始めるときに、事業者たちの受けとめとして、なぜ今の時点で遺伝子組換えの検討を進めるのかといったところがどうもはっきりしませんね、課題は何なのでしょうといったことが事業者サイドからみてもなかなかわからないといったこともありまして、この一元化の報告書があり、基本計画ということ論点をされているのですけれども、そこにも何も具体的なことが書いていなくて、どういった視点でこの遺伝子組換えの検討会が今、ここで俎上にのぼるのかといったことについて明らかにするためにも、一元化検討会の報告書で中間論点整理についてのパブコメで意見が多かったという記述だけはあるので、そのあたりをもう少しわかりやすく具体的に書いて、どういった視点での指摘があって、こういった検討会の素材になったのかというあたりをもう少し書き込むべきではないかといった意見を出させていただきました。

○湯川座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

今村委員、よろしいですか。

澤木委員、いかがですか。

○澤木委員 今、実際に日本で遺伝子組換え農産物がどのくらい入ってきているかという実態、流通状況はある程度具体的に、背景なども含めて、実際にはこのくらい入ってきているので、こういう検討会も必要であるということもぜひ入れていただきたいと思います。

○湯川座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

流通実態あるいはどういった意見が出たか、もう少し具体的な情報をつけ加えてはどうかという意見がお二方から出されております。

夏目委員、松岡委員、いかがですか。

○夏目委員 今、澤木委員がおっしゃった流通実態の変化について書き込むということは必要であろうと思います。制度が導入されてから17年、この間に遺伝子組換え食品の原材料の生産状況が本当に変わってきているというところも書き込んでいただかないと、このままの議論でいいのかというところが見えてこないと思います。

もう一つ、分析技術の向上というところにつきましても、課題が大きいということを入れられないといけないのではないかと思います。第6回、第7回でヒアリングや御説明があったとおり、分析技術そのものは向上していても、それが科学的検証にすぐに結びついて、例えば表示拡大につながるかどうかというところは全く見えないという課題が浮き彫りになってきた訳ですので、もう少しそのあたりも書き込んでもらえるとよろしいのではないかと思います。

ただ、全体としては、私はこの書きぶりによろしいのではないかと考えておりますので、もう少し説明を付加していただければと考えております。

○湯川座長 ありがとうございます。

では、松岡委員。

○松岡委員 私も「1. はじめに」にたくさん書くことが必要かどうかということはある程度ありますけれども、武石委員がおっしゃったことには異論があります。産業界の方たちは、この変化の流れをみずから体験されているわけですが、消費者側にはその変化が必ずしも見えていないわけです。とにかく遺伝子組換えのものが多くなっているということと、表示実態が、この表示制度をスタートしたときとは随分変わってきているように思います。任意表示の部分が非常に膨らんでいるということも、一般の消費者の人たちには義務表示なのか任意表示なのかわからなくなっているような実態がありますので、それは「1. はじめに」に書くべきかどうかということはある程度ありますけれども、消費者のほうには知られていない変化ですので、書き込んでいただきたいです。大きな動きはあったと、私は思っております。

○湯川座長 ありがとうございます。

検討を行う背景というか、遺伝子組換え食品の普及などもありますし、夏目委員からも御指摘がありました分析技術の向上というところは、「1. はじめに」がいいのか、それぞれの話題が該当する論点のところ書き込むのがいいのかは、後で事務局と相談をする

こととしまして、そういったことを盛り込んでほしいという御意見です。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

神林委員、江口委員いかがでしょうか。

○神林委員 今、皆さんがおっしゃったことだと思います。せつかく時間をかけてここまで議論してきた経過がありますので、流通実態調査から始まり、どこに焦点を当てて、ここでどのような分析、検討をしてきたかというのを、「1. はじめに」と「2. 遺伝子組換え表示制度の基本的考え方」との間に経過として記載してはいかがでしょうか。

○湯川座長 ありがとうございます。

江口委員、お願いします。

○江口委員 特にこの内容について異論はないのですけれど、あえていえば、今の日本における遺伝子組換え食品のチェックの体制といたしましうか、このようにしっかり確認されているのだみたいなどころはしっかり入れたほうが分かりやすいのかなという気はしています。

○湯川座長 ありがとうございます。

制度の概要についても盛り込んでどうかという御意見と承りました。ありがとうございます。

御意見をいただいている立川委員、近藤委員はいかがでしょうか。

○立川委員 消費者庁の方からこの説明をいただいたときは、これでいいかなと思ったのですが、今、いろいろと委員の方々の御意見を伺っていますと、「1. はじめに」のところには制度的な背景は書いてあるのですが、現行制度がどのような役割を果たしてきたのか、あるいは現行制度がどのような問題を抱えていたのかということ、実態面での背景についても書き込んでいただくと良いと思いました。そうすれば制度の流れとともに実態面での背景があって、この検討会に至ったという流れが提示できるのかなと思います。

論文でいうと、背景と目的に当たるような部分を書いていただくといいかなと思いました。

○湯川座長 ありがとうございます。

近藤委員、いかがですか。

○近藤委員 背景というのは確かに入れた方がいいと思うのですが、それ以外に追加としては特にコメントはございません。

○湯川座長 ありがとうございます。

各委員から発言いただいたわけなのですが、もう少し具体的な情報をここで盛り込んでどうかということ。それから、遺伝子組換え食品の普及なり、この検討を始めるに至る背景を含めればよいのではないか。確かに、論文の最初は、何故この議論を始めるのか、何故この研究は必要なのかということ、必ず盛り込むようにしていますので、この報告についてもそういったところが必要ではないかという御議論だと思います。

念のため、今村委員よろしいですか。

○今村委員 はい。

○湯川座長 そんなところかと思いますが、さらに追加で何か御意見ありましたら承りたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

それでは、「1. はじめに」についてはそのような御意見があったということで、事務局と相談し修正を図っていきたいと思います。

次に、1 ページから 2 ページにわたる「2. 遺伝子組換え表示制度の基本的考え方」は、遺伝子組換え表示の在り方を考えるに当たって基本となる考え方を示した方がよいであろうという考えのもとに、これまでの議論を踏まえまして記述をしたものです。これについて、皆様から御意見がありましたらお願いしたいと思います。2 ポツ全体です。どなたからでもお願いします。

武石委員、お願いします。

○武石委員 また、ペーパーに沿って説明をさせていただきたいと思いますが、意見として出した 2 番目に書いてありますけれども、基本的考え方のところでは、これは毎回のようには事業者団体は主張させていただいているのですが、一元化の後も原料原産地、遺伝子組換え表示と、毎年のように表示制度の検討が行われている中で、容器包装上の義務表示事項が次々と追加されて、視認性の低下が懸念されるということで、一元化検討会の中で、この点についてもあらかじめその考えが整理されていると考えております。

そこに書いてありますように、一元化検討会報告書の 2 「新たな食品表示制度の基本的な考え方」、(4) 義務表示事項の範囲、ウ新たな義務付けを行う際の考え方で優先順位という考え方が示されているということです。そういった考え方を、ぜひこの基本的考え方に追加するべきではないか。

アンダーラインのところですが、食品表示一元化検討会報告書で示された優先順位の考え方を活用し、まずは、容器包装上にどこまで関連情報を表示すべきかを検討し、あわせて、食品関連事業者の実行可能性ということで、現在の文章をつなげていくということで、次々と情報が追加されていく中で、どこまで容器包装上に表示すべきかというところを、まずきちんと考えて整理していくべきではないか。これは、これから次々と検討するに当たって、現在容器包装上の表示が限界に近づいてきているという現状を踏まえると、考慮事項としては一番欠かすことのできないことだと思いますので、ぜひ追加していただいて、この検討会の中でも実際の制度を考える場合には、こういった点も考えて整理していくことが必要だと思いましたので、意見として出させていただきました。

○湯川座長 今の趣旨は、2 ページの上から 3 行目から 5 行目、「消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保であり」ということで、盛り込まれてはいるのですけれども、そこをもう少し明確にという趣旨ですか。

○武石委員 (1) の 2 パラグラフ目ということで、「義務表示制度の運用や見直しに当たっては」というところに追加してほしいということです。ここに、実行可能性と社会的

コストということは書いてあるのですが、その前提に一元化検討会の優先順位の考え方をぜひ考慮すべきだということを追加していただきたいという意見です。

○湯川座長 わかりました。

ほか、いかがでしょうか。

夏目委員、どうぞ。

○夏目委員 ただいまの御意見につきまして、私は少し考え方が違うので述べさせていただきたいと思います。

限られた容器の中でどこまで表示するかというのは、確かに大きな課題ではあります。また、安全性にかかわる事項を優先順位のトップに持ってくることも当然の考え方ではございますが、消費者が求める情報を提供するという事は、事業者の責任であると思います。ですから、容器包装上にどこまで表示できるかということが先に来るのではなく、事業者として情報提供をどこまでできるのかということを経験から検討していただいて、容器包装上の問題はまた後での問題ではないか、逆ではないかと私は考えております。

もう一つ申し上げたいのは、基本的な考え方のところでございます。今、座長がおっしゃいました（２）の２つ目のパラグラフ、表示の目的のところ書き込んでほしいと思うのは、これだけ遺伝子組換え食品、つまり遺伝子組換え原材料を輸入して加工食品が出回っているにもかかわらず、消費者は遺伝子組換えという表示を見ることがない、そういう現実があるということでございます。ですから、消費者は表示がないから、見て選ぶということができないのだということを経験から入れていただいて、ですからこの検討会で、その表示の在り方が良いのかどうかを検討しているのだということを入れてほしいと私は考えております。以上でございます。

○湯川座長 ありがとうございます。

武石委員。

○武石委員 今回の夏目委員の意見に対してもう一度、私のほうから反論ではないですけども、言わせていただきたいと思っておりますのは、あくまでも食品表示法というのは、包材上の表示を規制する法律でありまして、包材上のスペースを考慮することが大前提だということを経験から検討しているわけで、夏目委員の意見を突き詰めれば、包材以外で情報提供すればいいではないかといったことにつながるわけです。

それはまさしく原料原産地の表示のときに私どもが主張していたように、インターネットや別の手法でもいいではないかといったことに対して、消費者団体の方々は、包材上に表示しないと見ません、だからぜひ包材上に表示してくださいとおっしゃったと記憶しております。包材上のスペースの条件というのは最優先で考えていくのが、この食品表示法の中では基本的なルールになっておりますので、そういった視点から考えると、包材上のスペースが限界にきているということは、表示するに当たっての大変大きな課題だと思っておりますので、そこはぜひ考慮すべきだと改めて意見として出したいと思っております。

○湯川座長 ありがとうございます。

ほかの委員、いかがでしょうか。

江口委員、いかがですか。

○江口委員 特にここも申し上げるところはないなとは思っていたのですが、今の議論を聞いていて、当然のことながら事業者の方は、法律もありますので、安全性にかかわるところについては一生懸命しっかりと出すということを最優先にやられている。特に私どもスーパーマーケットの現場でよく見ますと、アレルギー物質のところは義務表示以外のものもかなり売り場に出したりして努力はしているということですので、そういうことから行くと、義務表示の中で、安全性にかかわるところをまず最優先にしというのが大前提だと思っております。

選択に資するような情報というのは、可能な範囲でどこまでできるかということ、現実的に対応するというところを考えると、その辺は考えていく必要があるのかなと感じております。

○湯川座長 ありがとうございます。

澤木委員、お願いします。

○澤木委員 夏目委員の意見と同じなのですけれども、ただ、「遺伝子組換えでない」と書ける余裕があるのであれば、「遺伝子組換え不分別」という表示も可能なのではないかと思います。

○湯川座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

今村委員、どうぞ。

○今村委員 意見というか、今の議論は遺伝子組換えの議論の本質そのもので、できるだけ書いてもらいたいという消費者からの意見に対して、書けるスペースには限界があるという話そのものなので、これはもう両方書くか書かないかなのではないかと私は思います。

中身は、その議論そのものだと思うのです。

○湯川座長 ありがとうございます。

ほかの委員の方々、いかがでしょうか。

松岡委員、いかがですか。

○松岡委員 今の議論は、この報告書に書くことになるわけですがけれども、夏目委員がおっしゃったのは、実態的にそういう表記をふやすほうで行ってほしいということだと思います。

この表示は安全性を論じているものではないということ、私たちはちゃんと承知はしているのですけれども、いろいろな御意見を出される消費者の方たちは、安全性に疑問を持っているから選択させてほしいという人が多いわけで、そういうことも配慮して、選択の表示ということを考えなければならないというのは、私たちの役割でもあると思っておりますので、やはりスペースの問題です。

スペースだけで言いますと、消費者側の人たちからは、スペースが本当はないのかとい

う反論が出ると思うのです。ないものもありますけれども、それがどこまでないのかという議論になってきますので、表示をするという前提を検討する必要があると思います。

○湯川座長 ありがとうございます。

夏目委員、どうぞ。

○夏目委員 もう一度、追加させていただきたいのですけれども、今、安全性の話が松岡委員から出されましたので、(2)のところで、安全性がきちんと保障されたものだけが国内で出回っているのだということが書かれているわけです。それにもかかわらず、表示を見ることがない。やはりこの格差です。違いというところを盛り込んでいただいたほうがいいのかと思っています。

禁止されているわけですから、出ているものはみんな安全ですけれども、安全だということは消費者になかなか伝わり切れていないという点と、もう一つは、たくさん遺伝子組換え食品がある。それも安全なはずなのですけれども、その表示を見ることが「遺伝子組換えでない」というものでしかない。遺伝子組換えと表示されたものは見ることがないという現実を、私どもはしっかり認識した上で議論をしたのだと書き込んでいただきたいと思います。

○湯川座長 ありがとうございます。

問題提起というか、遺伝子組換えというのは基本的に安全なものだけが流通しているはずなのに、なぜ遺伝子組換えと書いたものがないのかといったところにも触れる必要があるのではないかと。

これはある意味、消費者への普及・啓発あるいはリスクコミュニケーションを、もう少ししっかりやる必要があるのではないかと御意見にも通じるとは思いますが、そういった御趣旨でしょうか。

○夏目委員 今、座長がおっしゃった書きぶりは、例えば最後の普及・啓発、消費者教育のところに入れていただいてもいいのですけれども、禁止されていると書きながら、それが消費者に伝わり切れていない現実があるというのは共通理解をしていただいて、基本的な考えで、だからここからスタートしていくのだというところに入れていただいてもよろしいのではないかと考えた次第です。

○湯川座長 わかりました。ありがとうございます。

この辺について、ほかはいかがでしょうか。

立川委員はいかがですか。

○立川委員 いろいろ御意見をお伺いして思いましたのは、この2ポツのところは基本的な考え方という形になっておりますので、この検討会がどのような基本的な考え方によって検討を進めてきたのかということ、より明示的にすると良いと思います。例えば検討対象としていないものもあるわけです。具体的には、インターネットでの情報提供とか、餌の問題だとか。ですから、この検討会のスコープがどこにあったのかということ、明確にするということと、表示に対する基本的な考え方がありますので、日本の現行の表

示制度がどのようなプライオリティー、優先順位をつけて表示を行っているのかということの中身も、もう少し書いておいていただくということがいいのかなと思います。

私個人の意見としては、ここの中に書いていただく必要はないのですが、表示というのは、2ページ目の上に書いてありますように、消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保を目指しているものなのですが、制度の設計の意図どおりにはなかなか動かないものです。

これは事業者の行動とか消費者の行動が合理的なものではなくて、例えば事業者であれば横並び意識で、ほとんど同じような対応をできるだけとる。消費者のほうも、いわば心理学的なヒューリスティックといいますか、バイアスを伴うような短絡的な行動をついとりがちだということが、行動経済学などでも指摘されています。そういったものも含めて社会的には影響が生まれるということをどう織り込みながら、最適な制度を設計していくかということが重要だと思っています。

この文書は役所から出る文書なので、そこまで書いていただく必要はないのですが、そういうものなのかなと個人では認識しています。

以上です。

○湯川座長 ありがとうございます。

そこまで書けるかどうかはまたあれですけども、スコープの話、どういう前提に立って、どういう枠組みの中で議論したのかというのは、ここかあるいは「はじめに」のほうに入れておく。これは食品表示法、食品表示基準の枠組みの中での議論だということが前提ですので、武石委員がおっしゃっているように、食品の容器包装の上の表示がスコープとしては対象となってくるというところは、「はじめに」の中で明確に入れておいたほうがいいのかなという気がします。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

神林委員、近藤委員、お願いします。

○神林委員 消費者の立場と事業者の立場では、なかなか相入れないところがあって、そこはずっと議論が平行線になるのではないかと思います。

双方の意見があるということを両方記載したほうが良いと思います。

(1)の事業者の実行可能性、表示に伴う社会的コストという言葉の中に、先ほどの武石委員が言われたようなことが具体的な中身なのだろうと思いますし、消費者の立場で考えれば、できるだけ表示による情報を通じて食品を選択しているという中で、少しでもたくさん情報を入れてほしいという気持ちは間違いないと思うので、そういう中で、現時点で言えることはここまでという形にすべきだと思うので、私は、先ほど今村委員が言われたように両論併記で、どういうところに、どういう問題点があるのかあるいはどういう意向があるのかというところを書かれたほうが良いかという気がしました。

○湯川座長 ありがとうございます。

近藤委員、お願いします。

○近藤委員 私は、(3)の書きぶりでちょっと気になるところがありまして、消費者の遺伝子組換え食品の表示に対する理解を深めるためだと思いますけれども、その後に技術的・実務的観点からという間に、何かあったほうが書きぶりとしていいかなと思っていて、今までの議論で、不分別が非常にわかりにくいという議論が出ていたと思うのですけれども、そういうことがあって、理解を深めるためにの後に、行政側が表示制度について情報提供を十分行って周知するとともにとか、何か入れた後に技術的・実務的観点からというつながりにしたほうが、書きぶりとしていいかなと感じました。

○湯川座長 ありがとうございます。

2ポツは、遺伝子組換え表示制度の基本的考え方ということで、3ポツ以下で議論の中身の方向性を出していくわけなのですけれども、3ポツに入る前の基本的な立場ということで、神林委員からお話がありましたように、いろいろ意見があって、それらを勘案して、あるいは、それらを踏まえた上で方向性を検討したのだという形でまとめるという趣旨では、今、各委員からお話がありましたようなさまざまな観点、さまざまな問題あるいは、立川委員からも御指摘がありましたように、意図したとおり、制度設計のとおりには動いていないという問題も踏まえてという形にしたほうがいいのかなという気がしました。

どういう問題、どういう意見があったということをもう少し書き込むということかと受けとめました。

夏目委員、どうぞ。

○夏目委員 (3)につきましては今、座長がおっしゃったことと同じだとは思いますが、今のところの技術的・実務的観点が何を指しているのかが、この文章からは読み取れないということなのだろうと思いますので、その前に入れるとか、ここの説明を膨らませるとか、この文章を見ただけで内容がわかるような記述にしていただければと思います。

○湯川座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

今村委員、よろしいですか。

一回り以上御意見をお伺いしておりますので、とりあえず「2. 遺伝子組換え表示制度の基本的考え方」については、そういったところとしたいと思います。御意見ありがとうございます。

それでは、次に「3. 取りまとめの方向性」について見ていきたいのですが、前のほうから順番に見ていきたいと思います。

ただ、論点を一つ一つ確認していくといいかもしれませんが、論点間で関連性がありますので、関連する部分については、後ろのほうの話題について発言していただいてももちろん構いません。厳格に順番にという趣旨ではありませんので、一応の話の整理として、順番に行こうかというところです。

まず、2ページから3ページの「(1) 表示義務対象範囲」について皆様から御意見を

承りたいと思います。また、どなたからでもお願いします。

それでは、いつもトップバッターで申しわけないですけれども、武石委員、お願いします。

○武石委員 まず、提出した意見のほうで、取りまとめの方向性の冒頭部分ということで少し書かせていただきましたが、3つ、消費者庁さんが調査を行われて、それからこの検討会に入ったということで、1回目の検討会の中で概要を報告されておりますが、例えば私どもが行ったIPハンドリングの現地調査とか、例えば消費者の意向調査とか、そこら辺で浮き出てきた課題みたいなものもある程度、どこで整理するか難しいのですけれども、この議論に使われたということであれば、脚注か参考資料で示すとか、そういったものを少し充実していただくといいのかなというのが一点。

次の2ページのところで、表示義務対象範囲の①のところですか。全ての食品にという話なのですけれども、前回、消費者委員の方から提起されたGMAの関係について、少し私どもで調べた情報をここで書かせていただいております。

4つほど書いてございますが、基本的に現在の取りまとめについてはこれでいいと思っておりますが、GMAで昨年のパブコメについてどう考えるかといった御提起があったと思っておりますけれども、それについて少し調べたところを書かせていただいております。

一つは、今回情報提供がございました米国のバイオ食品情報開示基準法といいますのは、USDAが所管する特別法でありまして、一般的な表示に対するFDAの食品・医薬化粧品法とは異なりますということが一点でございます。

どこが違うかということ、情報開示基準法のほうでは、食品容器包装上の表示だけではなくて、2つ目の丸に書いてございますように、オプションが結構あるということと、⑤で書いてございますように、零細事業者は対象外という形で、日本の食品表示法の体系とは異なって、かなり選択の幅が広く認められた、ある意味、緩い制度だということだと思います。

3つ目の丸で書いてございますが、GMA自体は2014年のバーモントの容器包装上への遺伝子組換え表示制度規制を契機とする各州ばらばらの表示規制に反対するため、戦略的にこういったものについて、法制化について働きかけて実現していったということなので、ある意味、容器包装に厳しい規制をかけたくないといった行動の結果、新しい食品情報開示基準法というものができようとしているということですので、繰り返して言いますけれども、今回の日本の容器包装上の表示に限定する食品表示基準、食品表示法の議論の参考にはならないのではないかとということが一点です。

丸の4つ目に書いてございますが、GMAの意見は、あくまでも11万件といわれる意見の一つでありまして、各団体の意見もホームページなどで少し見させていただきましたが、全く逆の食品団体の意見も見られる。あるいは、関係事業者の意見も見られるということで、必ずしも方向性がこれによって決まっているものではないと考えておりますし、GMA自体も今、主要企業が脱退しているということを知っておりますし、米国の食品事業者の全体的

な意見には当たらないのではないかとといったことを、あえてつけ加えさせていただいてるところでございます。

以上、4つ掲げましたが、今回、全ての遺伝子組換えを、原材料を主体表示にするという議論につきましては、日本の場合は法制度なり実態が違うということで、既に議論は済んでおりますが、そういった点について、何か新たに議論をむし返すようなテーマにはならないという考え方を、ここで意見として出させていただいたところでございます。

○湯川座長 ありがとうございます。

GMAについては、夏目委員からも資料の提供をいただいておりますので、関連して何かお話があればお願いします。

○夏目委員 ただいま武石委員が、本検討会の議論の参考にはならないとはっきりおっしゃられましたけれども、私はそうではなくて、世界で最も多く遺伝子組換え植物を栽培している国が、たとえ緩い表示であっても、こういう方向に動きがあるのだということを知ることとはとても大事だと思います。

GMAそのものから主要企業が撤退するとか、そういう話は別にしても、現在加盟しているGMAの企業の中には、日本の企業と大変密接なかかわりを持っている企業も多いわけがございます。

もう一つは、残念ながらバーモント州のものは挫折というか実りませんでしたけれども、アメリカにおいても消費者がGMO食品、GMO作物に関する関心を高めているということが背景にあって、事業者団体も何らかの方向を打つというように、それが企業の戦略につながっているかもしれませんが、表示情報が開始されていくのであれば、それは一つの進歩だろうと私は緩く受けとめておりましたので、今、ここに4つの黒ポツで、武石委員から資料で詳しく指摘がございましたけれども、私はそういうことではないのだろうと受けておまして、この参考までにとということで、英文と、消費者庁が仮訳をしてくださった資料を提出させていただいたところでございます。

これがどのように採用されるかは、まだわからないわけでございますけれども、アメリカの影響が日本に全く及ばないとは考えられないと、私は正直思っております。

ちょっと長くなりましたが、以上でございます。

○湯川座長 ありがとうございます。

今、夏目委員のお話にありましたGMAの意見書の抜粋版は、一部翻訳もつけておりますけれども、これは消費者庁のほうで作成したものということで、委員の机上のみの配付になっておりますので、つけ加えさせていただきます。

そのほか、御意見はいかがでしょうか。

神林委員、どうぞ。

○神林委員 表示義務化の対象の範囲のところについては、各論での議論の時に発言いたしました。私は8品目、33加工食品、DNAが検出されるかされないかに関係なく、どのような原材料を使っているかということを書き加えるべきではないかという意見です。

3 ページに書いてある結論と、私の考えは全く逆ということになるのですが、最初の3行目のところでまず思ったのですけれども、表示の信頼性及び監視可能性を確保する観点から、今の制度を維持することが適当ということなのですが、先ほどの2ポツの基本的考え方で(1) (2) (3)の3つの視点が指摘されていながら、(3)だけの視点でこの結論をつけるというのは、ちょっとどうかと思いました。

それから、加工食品、原材料、大量のものが我が国では生産できずに、海外から輸入をしているというのは間違いのない事実でして、そういう現行の中でどうするかということなのですが、そういう状況だからこそ、原材料として何か使われているのかということのを、事業者の努力も含めて、例えば契約栽培をして、それで社会的検証がとれるとか、IPハンドリングができるとか、そういった事業者の努力を通じて表示して行って、できる限り消費者に表示をして、情報の選択の機会を与えることが必要と常々思うものですから、まさに輸入される状況下で現行制度を維持することが適当という、この結論のつけ方が私には逆ではないかと感じました。

先ほどのGMAの話ですが、まさに輸入に頼っているアメリカがこういう状況に、たくさんあるうちの意見の一つではあるかもしれませんが、こういう意見が食品業界で出ているということは、我々も知っておくこと必要だと思いますので、アメリカの動きを注視していくことを記載しておくべきではないかと思います。

○湯川座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

江口委員、どうぞ。

○江口委員 この論点のときに、私は前回も申し上げているのですけれども、結論としてはここに記載された内容でと私は考えております。

あくまでも義務表示ということですので、義務表示である以上、必ず罰則がついてくる。そういうことにつきましては、何か疑義が生じたときに、白か黒かははっきりさせなければいけないといいたいまいしょうか、はっきりしてもらわないと事業者として風評被害に遭う等、いろいろあると思いますので、科学的にしっかりと検証できるものを対象とすべきだという現行の考え方は合理的だと考えております。

ただ、ここにも書かれているとおり、検査の方法が、技術が上がってそれが検出できるようになれば、当然広げていくことになるのかなと思っております。

○湯川座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

松岡委員、どうぞ。

○松岡委員 今の御意見と近いのですが、これは法律上の義務表示になりますので、それに基づいているのだということを報告書には加えていただきたいと思います。

法的に決めるということは、罰則を意識しなければなりませんし、違反する行為を認めないようにしていかなければならないという法制度の問題があるということを書いていた

だいて、ただ、現に任意表示というのを認めてきているわけですから、法律の範囲、義務だけではないものもあるということを加えていただくと、誤解が少ないのではないかと思います。

○湯川座長 江口委員の御指摘と同じ趣旨かと思えますけれども、罰則が伴うというのは非常に重い意味を持つので、実行可能性等にも配慮する必要があるという趣旨と受けとめました。

ほか、いかがでしょうか。

今村委員、どうぞ。

○今村委員 最初の議論にもあったように、これは賛否があつての話なので、このようにしてほしい、でも現実はこちらだ、だから賛否が合つてこういう結論になるとしたほうが良いと思えます。

今の議論を聞いて、方向性の基本的な部分を確認したいと思つたのですが、制度の改正は、最初に立川委員からも御指摘がありましたけれども、一体どう転ぶかわからないというところがあつて、制度というのは2種類の面があると思うのです。悪い人たちがどう悪いことをしないように防ぐかという面と、いいことをやっている人たちをどれだけ伸ばそうとするかという2つの面だと思うのです。法律で定めるというのは、悪いほうの人がやらないように最低限の保障をすることが法律で定める部分で、通知などでやっていく奨励、任意表示などはそうですけれども、いい人たちが伸びていくようにやっていく制度だと思うのです。

この2つが車の両輪のように動いているという状態だと思うのです。ただ、法律のほうを厳しくし過ぎると、本当にいいことをやろうとしている人たちを全部潰してしまう可能性があつて、こちらを厳しくし過ぎると、いいものが伸びない。いいものを伸ばそうとすると、悪いことがたくさんできるようになって、非常に不公平になる。野放しになって、制度そのものが瓦解するという2つの面があると思うのです。

法律で定めることは最低限保障として、悪い人たちが悪いことができないようにということが第一だと思いますし、任意表示でやっていく部分は、いい人たちがどんどん伸びていくようにするべきで、この2つが相反する関係にあつて、常に最低限保障をするときには、いい人たちが伸びるように最低限保障をかける。任意表示をするときには悪いことができないようにするという関係だと思うのです。

それが現実にできるかということと、書いてほしいということはせめぎ合いそのものになっていくと思うので、ぜひ、その点は今後の議論の際にも御留意いただければと思います。

○湯川座長 大切な指摘ですね。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

立川委員、どうぞ。

○立川委員 GMAのレポートに関しての話で、私のコメントを申し上げたいと思います。

今回、夏目委員から提出したただいた英語のもの後半は、QRコードなどがいろいろと論じられています。GMAはQRコードでの情報提供にすごく積極的ということです。これはヨーロッパなどもそうなのですが、今、食品企業はかなり寡占化が進んでいて、情報公開に関して消費者の要望をうけて、すごく積極的になりつつあります。

これは持続可能な社会を目指して、エコロジカルフットプリントとかアニマルウェルフェアとか、いろいろな情報を消費者が望んでいて、それに対して積極的に提供していこうという企業努力の現れだと思います。

これはかなり企業が大きくなって、寡占化が進んでいったために、トレーサビリティもすごく容易になってきているという背景があります。消費者の要望が強くなることは確かにいいのですが、それでもたらされる産業社会は、恐らく大企業しか対応できないような状況になりつつあります。ですので、消費者の開示要求が結果としてどのような経済社会をもたらすのかということに、私はやや危惧を抱いております。確かに重要な要求であって、目指すべき方向ではありますが、日本の現状を考えた場合、一気にそこまで行くのはすごく難しいのではないかという印象を持ちました。

以上です。

○湯川座長 ありがとうございます。

あくまでも我々が今、考えるのは、容器包装の上に日本語で書いてある表示という前提ということです。

ほかの方々、いかがでしょうか。

澤木委員、お願いします。

○澤木委員 消費者としてはできるだけ、社会的検証でも書いていただきたいという気持ちはあるのですが、任意表示の場合は「遺伝子組換えでない」というのも監視をされていると聞いたのですが、その場合は、IPハンドリングの書類を確認された上で監視をされているというお話も聞きましたので、社会的検証と科学的検証の両方を使ってという考えもありと思います。ただ、どうしても現状としては難しいということでしたら、消費者として知りたい人は積極的に情報が得られるような、例えばQRコードだったり、ネットのホームページであったり、あとは容器包装の欄外だったり、できるだけ消費者への情報提供に努めるガイドラインの作成を要望したいと思いますし、それをぜひ文章として入れていただきたいと思います。

○湯川座長 ありがとうございます。

今の食品表示基準の組み立ては、確認のためにお話しさせていただくのですが、基本は遺伝子組換えのものを遺伝子組換えと書けというのが義務になっています。

「遺伝子組換えでない」というのは任意表示なのですが、本来の任意表示ですと別記様式の枠外といいますか、いわゆる一括表示の中には書いてはいけないことになるわけなのですが、一括表示の中に書いてあるというのは、「遺伝子組換えでない」という表示を書くことができるというのが、食品表示基準の中に位置づけられているのです。

単なる任意表示以上の位置づけになっているというのが、今の食品表示基準の位置づけになっていますので、そういう趣旨では、虚偽の表示はもちろん認められないということで、「遺伝子組換えでない」表示も嘘か本当かを確認するというのは、行政としてもモニタリングする必要が生じてくるという仕組みになります。

現状の「遺伝子組換えでない」のモニタリング状況のお話があれば。

○赤崎課長 それでは事務局から、今の「遺伝子組換えでない」、要は遺伝子組換えに関する表示の監視の状況や方法について少し御説明させていただきます。

今、いろいろお話がございましたが、表示の真正性の担保ということで、正しいかどうかのチェックは行政が行っています。

表示には義務表示事項、それから任意で書いていただく事項がございますが、どちらも、嘘であったり消費者に誤認を与えるものであってはならないということで、繰り返しになりますが、それは義務表示であろうが任意表示であろうがチェックをしているということになっています。

遺伝子組換えに関する表示は、現実的には「遺伝子組換えでない」という表示が大部分だと理解していますが、それについても監視をしています。

現状は、科学的検証と社会的検証の併用ということになっています。といいますのも、まず、社会的検証のほうで申しますと、今、IPハンドリングという形で分別生産流通管理をしていただいています。

これは実際に取引の段階ごとに、遺伝子組換え農産物に関する情報を書類で相手方に送ることになっていますので、これはまさに書類という形で残っており、このチェックは社会的検証になります。

あわせて、科学的検証ということで、これは国のほうで公定検査法をつくりまして、事後的にチェックをするといった方法も組み合わせて対応しています。

先ほど澤木委員から、油のような任意表示についても「遺伝子組換えでない」という表示がなされているという話でしたが、そういった場合には、IPハンドリングの書類の確認。これは立入検査なり事業者からの聞き取りという形で、中身のチェックを社会的検証の一環としても行いますし、その他に事業者のところに行って取ってきた原料農産物のチェックをする科学的検証も含めて対応をしています。

実際、遺伝子組換え表示の取り締まりにつきましては、立入検査の際に気がついた点があれば、もしくは、被疑情報の提供があれば、国のほうでも必要に応じて立入検査を行い、そのときにいただいたサンプルについては、別途専門的に分析する国の機関で中身の真正性を科学的にチェックするという取り組みを今行っているということでございます。

○湯川座長 ありがとうございます。

関連で、「遺伝子組換えでない」、任意表示のほうのモニタリングの状況も紹介をさせていただきました。

今、3ポツの(1)を議論しているのですけれども、議論が前半のほうに集中している

状況です。

今まで伺ったところでは、さまざまな問題の取り組みあるいは任意の取り組みを進めるということを書いた上で、ここに書いてある結論については、一応認めていただいているという議論の状況かと理解しますが、②のほうはまだ余り議論が進んでいませんので、論点2だったものですが、義務対象原材料の範囲も含めて議論していただいたほうがいいと思いますので、これもどなたからでも。

江口委員、お願いします。

○江口委員 この議論のときにも申し上げたことなのですが、スーパーマーケットの売り場を見ますと、お弁当や総菜等の商品が多く売られているのですが、品目といひましようか、そういうものがどんどんふえているという状況でございます。

幕の内弁当が一番多いというお話も当時ありましたが、量というか、表示の内容がかなりふえておまして、今、これはかなり厳しい状況でございます。

その中でさまざまな表示が義務づけられてきて、それもどんどん入れていかなければいけないのですが、そういう状況下で、上位3品目からさらに広げるといふことになると、本当に表示だらけになってしまうという懸念を持っております。

特に生鮮や総菜、弁当を見ますと、お客様が中に入っている総菜そのものが見えるということが一番求められているところでもございますので、これを阻害するようなことがあると、お客様の要望にも応えられなくなると感じておりますので、ここはこの記載の内容でと考えております。

○湯川座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

今村委員、どうぞ。

○今村委員 ①に戻らせてもらって、最後の例えばコーンフレークのところの表現なのですが、私はコーンフレークが一遍出て、また出なかったというのは非常に驚いて、逆に、今の検査はこういう状況なのだといふことがよくわかった。

ただ、検査法の問題というよりは、コーンフレーク側の問題もたくさんあって、これは純粋に検査法が確立できるかどうかという話ではなくて、最新の検査法で再現性が確立するかどうかだと思っております。再現性が確認できるような検査法かという話ではないと思っております。ですので、ここは書きぶりが違うかなと。

それは実際に調べるものによって出たり出なかったりするといふ現実があって、検査法そのものは、もう定量ではなくて定性で出る出ないまでやっているわけですから、確立したものでやっ出て出るか出ないかが分かれるといふ現状があると思っております。

必ず出なければだめだといふほどのものではないと思っておりますので、大概出るといふところまで来れば、加えていっていいものだと思いますので、ぜひ、検査法の問題だけではないといふ言い分になるように変えてもらったほうがいいかと思っております。

○湯川座長 御指摘ありがとうございます。

今の書き方ですと、検査法の確立というところはかなり引きずられてしまう可能性があるということですね。わかりました。

そこら辺も含めまして、近藤委員いかがでしょうか。

○近藤委員 コーンフレークに関しては、出たり出なかったりというのは、同じサンプルをはかって出たり出なかったりということが多かったので、再現性がないという結論が現在までの検討なので、ここが解決されない限りは検査法として確立することはできない。つまり、義務体制に入れることは今は難しいのではないかという経過があって、こういう書きぶりになっているのだと思います。

○湯川座長 ありがとうございます。

②のほうですけれども、ほか、いかがでしょうか。

夏目委員、澤木委員、いかがでしょうか。

○夏目委員 ①のところも申し上げなかったもので、それも含めて。

①、②ですけれども、消費者の立場からいうと、現行制度を維持することが適当という書きぶりについては少し残念な気がいたします。

そうではなくて、表示をできるだけ拡大してほしい。情報提供の場を積極的に事業者もやってくださいということやずっと発言させていただきましたので、このままではとてもと残念だなという気持ちが正直なところでございます。

それから今、コーンフレークの話が出ましたけれども、科学的検証に頼る、それを根拠にするということは大変難しいという状況をこれまでも教えていただいたわけでございます。

もちろん、検査法の技術はどんどん上がっていても、それを上回る遺伝子組換えの技術のほうも上がっていて、そのこのところの追いかけてはなかなか難しいものがあるだろうということになりますので、科学的検証を根拠とするのであれば、表示義務対象品目は、この先ほとんど追加されないと思わざるを得ません。

今、もう既にIPハンドリングという社会的検証のところに重きを置いている制度で、事業者は輸入されているわけですから、やはりそういう方向でよしとするのだという方向性があっても、私はよろしいのではないかと思います。

②の上位3品目、5%のところも現行維持にしかならないのでしょうかというのが正直なところです。

以上です。

○湯川座長 ありがとうございます。

澤木委員、いかがでしょうか。

○澤木委員 消費者としてはとにかく、現在ある表示よりは少しでも目にするように、少なくとも選べるような表示を望みたいというところがありますので、3品目以下も書いていただきたいという気持ちはあります。例えば、上位3品目、5%を外すことで、どの程度表示が増えるのか実際のところわからないのですが、書けない程増えるものなのかどう

なのかというところなのですけれども、とにかく消費者としては、今よりは少しでも目にすることができる、選ぶことができる表示をぜひ望みたいと思います。

○湯川座長 ありがとうございます。

松岡委員、どうぞ。

○松岡委員 義務表示の対象品をふやしたいという気持ちは本当にあるのですが、法律で維持していくということになると、なかなか現状では難しいということになっているのだと思います。それを救済する方法というの、手立てとして今後考えていく必要があるだろうと思います。

②の対象義務の原料の範囲については、上位3品目までということで、5%以上ということ。5%以下はいいのではないかという形になっていますけども、余りここをぎりぎりしていても、添加物との絡みもありますから、単独で遺伝子組換えの原料だけを見ていくわけにはいかないという事情についても私は理解しますので、現状として、いいのではないかと考えております。

○湯川座長 ありがとうございます。

先ほど澤木委員からも問いかけがありましたけれども、表示していくことで、表示の分量がどの程度ふえるのか、あるいは同時に確認の手間という目に見えないコストにもつながってくるかと思いますが、そのあたりは、武石委員あるいは江口委員から捕捉で説明いただければと思います。

○武石委員 食品も多種多様で、全般的な話は言えないのですが、上位3品目、5%というのを外した場合、例えばコーンスターチ由来の原材料とか、大豆たんぱく系の原料とか、使われている商品が結構あると思います。

一番難しいのは、今の表示が、原材料表示はアレルギーの関係が、原料のあたりは個別で括弧して表示することになっておりまして、遺伝子組換えを表示するとなると、その後にさらにまた括弧をつけるという形で、非常に見にくくなるというのが一つの課題だと思っております。対象品目は恐らく上位3位、5%を外すと結構広がるということと、実際に書いてみると、各個別原料の後に括弧書きが多くなって非常に見にくくなるといった実態はあるのかなと思っております。

あと、神林委員が検討会のおきにおっしゃいましたが、そういった下位の品目を、原料チェックなりトレースをきちんとして整理するということが自体が現状難しいという面もあると思いますので、そういった実務運営も考えると、これは簡単に3品目を拡大して、もっと対象をふやせというのは難しいかなという感じは抱いております。

○湯川座長 ありがとうございます。

江口委員、神林委員、いかがですか。

○江口委員 その件につきましては、以前ヒアリングでスーパーマーケットの方に来ていただいて、具体的に表示がこう変わりますみたいな提示もたしかしてもらったと記憶しております。

そういうのもありますし、先ほども言いましたように、商品が見える見えないというのはお客様にとって、購買の判断基準では高い地位を占めておりますので、最近では少子高齢化の流れもあって、量が小さくなっていくというか、商品がその分小さくなっていくというのが今の流れでございますので、その中で表示がふえていくとなると、お客様が商品を見て選ぶというところが阻害されていくのかなと感じております。

○湯川座長 ありがとうございます。

神林委員はいかがですか。

○神林委員 私は①とセットだと思っていたものですから、①表示義務が拡大されれば、②を少し触る必要が出てくるのかなと思っていましたが、仮に①が変わらないのであれば、②は現行のままの制度は最低限やらなければいけないと思います。

○湯川座長 ありがとうございます。

立川委員はいかがですか。

○立川委員 特に現状では、②に関しまして意見はありませんが、原材料の重量に占める割合が高い上位3品目ということで、原材料の総重量と書かなくてもいいのかなと思いました。

ヨーロッパの場合には、個々の原材料の0.9%なのです。ですから、原材料が何を意味しているのかというのが重要で、例えば大豆を使っている、大豆の中に0.9%以上GMダイズがあれば表示するというのがヨーロッパの原則なのですが、日本でこういう表現が使われているのであれば問題ないと思います。

以上です。

○湯川座長 御指摘ありがとうございます。

趣旨で言うと、確かに総重量ですね。ただ、食品表示基準のほかの要求事項の書き方の横並びもあると思いますので、最終的に誤解が生じない書き方というか、今も同じ考えで書いているはずですので、そこら辺は事務的に確認してもらおうと思います。

ほか、いかがでしょうか。

消費者側の委員の方々から、拡大することに対する強い要望をいただいておりますが、大勢としては、現状というところ、変わらなかったのかなと思います。ただ、任意での取り組みとして、そういった情報を提供していくような努力はできるだけ続けてほしいというところかと思えます。

それでは、ちょっと時間が押していますので、「(2)表示方法」に移りたいと思います。3ページから5ページまで、非常に長い部分になります。

さらにそこに議論を広げていきたいと思っておりますので、これもどなたからでも、まず御意見をお伺いしたいと思います。

大きく分けて①と②ですね。①が遺伝子組換え不分別の表示方法。それから、「遺伝子組換えでない」の表示方法と分かれていますので、あわせてでも結構ですし、前から順番ということでも結構ですので、御意見を申し上げます。

武石委員、どうぞ。

○武石委員 あわせてでいいかと思いますが、提出した資料の2ページから3ページにかけて書いてございます。

①の不分別の表示方法については、この整理の方向については異論がないという書き方をさせていただいております。

一方、この「遺伝子組換えでない」の表示方法に関連しましては、意図せざる混入率については現行5%を維持すべきだと思っておりますし、「遺伝子組換えでない」表示の要件の見直しについては、もう少し具体的な制度設計を詰めないと、なかなか十分な議論ができないのではないかと、簡単に言うを書いております。

いずれにしろ、遺伝子組換え不分別の表示と、「遺伝子組換えでない」の表示はいずれもIPハンドリングに密接に関連した要望ですので、両方に関連しながらしっかり整理していく必要があるかと考えております。

以上です。

○湯川座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

松岡委員、どうぞ。

○松岡委員 不分別を飛び越えて、「遺伝子組換えでない」の表示が、前回も十分出なかったのでお話ししたいと思います。

前回のときに検査方法の話で、今村委員から、混入率を0に近くすると、表示に該当するものがなくなってくるというお話がありました。

実態として、「遺伝子組換えでない」というところの混入率の割合によって、コストの問題もあると思いますが、まず、原料の調達がどのぐらい難しくなるのかという実態を、もし消費者庁で把握されているのならお話しいただきたいと思うのです。

0に近づけるといふことの場合はどうなるのかとか、よく言うEU並みという、0.9%か1.0%。それから、3%ぐらいのところ、どのような状況に変化するのかということ、もしデータを把握されているのだったら教えていただきたいと思っております。

○湯川座長 まず、検査方法の話なので、これまでもうまく近藤委員から御紹介をいただいておりますけれども、数値を低くしていったときの検査方法上の問題について、近藤委員から御紹介いただければと思います。

それから、事務局のほうで、そういった流通実態を把握されているようでしたら報告をお願いします。

○近藤委員 検査方法で、5%は実行可能性を考えたら非常に難しいという問題ですけれども、これは今のスクリーニング法として採用されている方法が、共通配列をターゲットとしているので、どうしても過剰定量になってしまうという問題があって、そうすると、引き下げるとスクリーニングの段階での実験での結果が陽性になる検体が圧倒的にふえてくる。そうすると、複雑な粒検査に行かざるを得ない。そういう実行上の非常に難しい問題

が出てくるということで、実際の事業者の実行を考えると、5%というラインを下げるのは難しいのではないかと考えています。

○湯川座長 ありがとうございます。

あとは流通実態ですね。

○赤崎課長 流通実態ということになります。

松岡委員の御発言の趣旨は、いわゆる非遺伝子組換えのトウモロコシなり大豆について、遺伝的にピュアなものがどれだけあるのかと。仮に新しい閾値を0なり限りなく下げた場合に、該当するものが世の中に存在するのかということかと理解をしております。

○松岡委員 今は穀物ですので、食品自体の原料そのもののピュアさというよりも、流通していく中で、例えば前回、今村委員もおっしゃっていましたが、国産の原料であっても完全に0にはなれないというお話があったように思うので、そういうことも踏まえてお願いします。

○赤崎課長 こちらで把握している限りでお答えさせていただきますと、昨年度、消費者庁から食品産業センターに委託して、遺伝子組換え表示に関する分別生産流通管理の実態調査を行いました。

現在、アメリカ、カナダで生産された非遺伝子組換えのトウモロコシ、大豆を日本に輸入していますが、この調査により、実際にはどれくらい遺伝子組換えのトウモロコシや大豆が混入しているのかという調査を行いました。具体的には、アメリカやカナダで非遺伝子組換えトウモロコシだった18サンプルを調べたところ、1サンプルが遺伝子組換えトウモロコシが「検出せず」であり、非遺伝子組換え大豆18サンプルのうち5サンプルが遺伝子組換え大豆が「検出せず」でした。これは文字どおり不検出のサンプル数です。

それとは別に、定期的に東京都が遺伝子組換え食品の実際の検査を行っています。その中で、農産物としてのトウモロコシ及び大豆の検査結果を公表していますが、直近では平成29年5月26日に平成28年度遺伝子組換え食品検査結果を公表していますが、農産物のトウモロコシで見ますと13検体の中で「検出せず」が7つ、農産物の大豆については15検体のうち「検出せず」が13あったとなっています。

ここでいう大豆、トウモロコシはまさに農産物という扱いで、加工品の原料なり、加工品そのものではないと承知しています。

したがって、今の流通の実態から考えますと、非遺伝子組換えの大豆や非遺伝子組換えのトウモロコシの中には、組み換えられたDNA等が検出できないものも、今、述べた数だけあるということだと理解しています。

○湯川座長 よろしいでしょうか。

○松岡委員 はい。

○湯川座長 このたたき台のほうは文章で書いていますので、なかなか議論しにくいかと思えます。これから議論しようとしているのは、参考資料2についてのことです。まず、決めていかなければならないのは、意図せざる混入率、左側に赤字で5%というのがあります。

ます。新たな表示制度（想定）ということで、右側に移って5%と書いています。5%にするかどうかというのは、まだ前回までで決まらなかったところです。

それから、 α パーセントをどの程度の水準にするかということです。

現状は、5%以下であれば、「遺伝子組換えでない」という表示かできますが、これまでのお話で、「遺伝子組換えでない」という表示については、厳しくすべきではないかという意見に対応したのが、右側に任意表示として「遺伝子組換えでない」とある部分で、 α パーセントから下です。

白地のところはどうか表示するののかとなるわけですが、ここでは分別生産流通管理が適切に行われていることなど、事実即した表示を任意で行うことが可能ということで、先ほど事務局の説明では、左側の上の、「遺伝子組換えでないものを分別」という表示が例として示されたところです。

右側の制度設計をどのように考えていくかを、これから残りの時間で御議論いただきたいと思っています。

まず、5%については、先ほど近藤委員からもお話がありまして、これをできるだけ低くという消費者側の意見は出ておりますが、実務上、難しくなるのではないかという意見が出たところです。

α パーセントにしては、例えば0.9%という数字あるいは不検出という考え方があろうかと思いますが、例えば0.9にしますと、今度は0.9を上回っているか下回っているかという定量分析が必要になってくるので、これは非常に大変かなという気がします。

そういったところを踏まえて、どういうことに持っていくかというところを議論いただければと思います。

武石委員、どうぞ。

○武石委員 先ほど詳しくは説明しませんでしたでしたが、もう一度、資料の3ページの「遺伝子組換えでない」表示の要件の見直しについての(3)を見ていただきたいと思います。

(3)の所に書いてありますように、この任意表示という整理は、先ほど座長がおっしゃったように、実は横断的義務表示事項のところに記載されておりまして、どちらかというと、単なる栄養成分表示などの任意表示と違って、かなり義務表示に近い位置づけの任意表示だと思っています。

なおかつ、ここに書いてありますように、あくまでも「遺伝子組換えでない」というのは、遺伝子組換え不分別と同様に、例示の一つとして書いてあるだけであって、例えばもう一つの例示が、「遺伝子組換えでないものを分別」といった表現が両論併記されておりまして、それでIPハンドリングと関連づけた制度になっている。

こういうことからすると、単に例示の一方だけ取り上げて、「遺伝子組換えでない」が不適切だから、新しい制度をとというのは少し考え方が違うのではないか。不分別同様に誤解を受けるのであれば、まず考えるべきは、適当な言葉を探すというのが一般的な考え方ではないかと思ったりしますので、制度設計の実効性も含めてそこまで、急にこの検討会

で決めて、制度設計を高らかにうたうのはどうかというのは、非常に難しいのではないかと聞いたのが、この今回の提出資料の意見でございます。

○湯川座長 そういった場合は、一応現状を維持すべきではないかという意見になるということですか。

○武石委員 そこまでは踏み込んで書いておりませんが、「遺伝子組換えでない」という表現が消費者の方から非常に誤認を招くという意見が多いというのが、実態として聞くこともございますが、そこについての表現を直すということは一つあってもいいかと思えます。それを制度変更と呼ぶがどうかというのはまた別だと思えますが、考え方としては、まずはそこを直すというのも一つあるのではないかと思います。

○湯川座長 「遺伝子組換えでない」という表現そのものを見直してはどうかということですね。

ほかはいかがでしょうか。

立川委員、どうぞ。

○立川委員 個人的な意見なのですが、 α は5%もしくは0%のいずれかしか選択肢はないかと思っています。国際的にはGMフリー表示というのは、どちらかというところ厳しく設定される傾向がありますので、現状のままでは消費者に誤った情報を伝えかねないのではないかと思います。要するに、任意表示の中でも、表現の仕方によっては誤解の少ない表現と、誤解を与えてしまう表現がある。

ですから、誤解を与えてしまうような表現は、今回の見直しの中で再検討してはどうかと思えます。GMフリー表示は、日本語にするとでない表示という形になるかと思えますので問題があるように思えます。なお、 α を0%にするのが妥当だと私が考えますのは、例えば0.9%とか1%という形で設定しますと、これは検知にかなり膨大なコストがかかってしまうということで、問題が生じます。これを0%にすれば定性検査で消費者の方も数百円のキットを買えば、誰でも検知できるということですので、検知にそれほどの膨大なコストをかけなくて済むということが、ある意味ではより公平なシステムではないかと思えます。

検査にコストをかけても十分にできる事業者は、0.9%であろうが0.1%であろうがいいかと思えますが、そういうことが可能な事業者はそれほど多くないと思えますので、もう全ての事業者が、でない表示という表現だけは今回やめてしまいたいという意味で、0%にすることが望ましいと思えます。

現行制度の遺伝子組換え表示において最大の誤解を与えてきた背景の一つが、このでない表示だと思います。でないという表示があるために遺伝子組換え食品イコール危ないといった印象を与えてきたということもあるのかなと思えます。

いろいろなことを総合的に勘案しますと、0%のほうが妥当なのかなと思えます。

○湯川座長 0%といいますか、公定法をいずれ決めるでしょうから、それによって不検出、実務的にはそういうことになろうかと思えます。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

今村委員、どうぞ。

○今村委員 この α について今、立川先生がおっしゃった5%か0%かという選択肢になるだろうというのは、私もそう思います。

検査の現実性を考えれば、0.9%や2%といったものは現実的に運用できないだろうということや、こういうことのIPハンドリングというのは多分無理なので、そう思います。

その上で、0%にしたときには、大きな危険性を孕むと思うのです。それは0にすると「遺伝子組換えでない」ということは事実上書けなくなってしまうと私は思います。

先ほど、18例中1例が出ないということだったのですけれども、それは再検査したらやはり出ないですかといたら、再検査したら出る可能性があります。ですから、アメリカで出なかったものが日本に入ってきて出るということもあるし、日本の違う検体をはかれば出てくる可能性もあって、非常にリスクが高いものにはなると思うのです。

そうすると、でないという表示が事実上書けなくなる。でないという表示を書けなくなったときに、もともとあったIPハンドリングがどれだけでもつかという問題が私はあると思うのです。丸ごとIPする意味などなくなるではないですかとなってしまうと、「遺伝子組換えでない」という表示がなくなると同時に、今、5%以下の組換えでない食品が入ってきているのですけれども、それがなくなってなくなる可能性、事業者の方々がみんな使わなくなる可能性があると思うのです。事業者の皆様がどちらに振れるかというのは、私からはわかりません。

最初のIPハンドリングの制度をつくったときに、関与していて、こんなに組み換えでないという表現が出てくるとは思わなかったです。ですから、今までどおりで、不分別だったら不分別と書いてくださいという制度だったのですけれども、実際には組換えでないと書く制度に変わってしまったわけです。

今回、ここでもう一つ0%のものをつくったとしたら、組換えでないというものが書けなくなると同時に、IPで今まで入っていた制度そのものが崩れてしまう可能性を孕んでいると思うのです。必ず崩れるとまでは申しませんが、そのリスクがあって、そのリスクを背負ってやるのでしょうかということが、私は一番怖いのです。

もともとIPハンドリングをつくった経緯としては、少しでも遺伝子組換えの濃度の低いものを日本に入れるためにはどうすればいいですかということで、これはアメリカが大分協力してくれてできた制度だと思うのです。

それが維持できるかどうかということも、もし0%にするのだったら、その部分は重要な論点として考えてもらう必要があると思います。

○湯川座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

近藤委員、どうぞ。

○近藤委員 私は意見として、意図せざる混入のラインが5%というのは実行性から考え

て避けることを考えるのが適切だと思うのですけれども、一方で、組換えでないというラインは諸外国のGMフリーとかの基準を見ていると、ほぼ0、つまり検出限界という、ある測定法の検出限界で検出されないというところが多分基準になっているので、それに合わせるのが、入っているものは入っている、入っていないものは入っていないという表示の方向性として合致しているのではないかと考えていまして、 α が5か0かということですが、 α が0.9なり0.1なりという具体的な数値になると定量になるので、これはいろいろな先生方が言われているように、技術的にほぼ無理なので、そうすると0。

一方で、そうすると定性検査になるのですけれども、今村先生が懸念されているのは出たり出なかったりということですので、実際に0という証明はできないので、実際に検査の場合にどこに置くかというところ、何かの定性検査法をつくったら、検出限界というところを、判定に置く。検出限界というのは、誰がやってもほぼ100%出ますというラインなので、今村先生が懸念されているようなことは、きちんととした検査法をつくれれば、そういう懸念もないということになると考えていますので、実際に実行上も、それほど負担がふえるということではないのかなと思いますし、今回の検討の正しい表示ということから考えても、そういう方向がいいのかなと思います。

○湯川座長 今村委員、どうぞ。

○今村委員 検知法の中の揺れの話ではなくて、一番ネックなのはサンプリングの揺れだと思うのです。

同じ検体を2回はかって、出る出ないという話と、アメリカでとったものと、日本の倉庫でとったものを見たら、サンプリングが明らかに違うわけで、特に定性の場合は何粒すり潰したかというのが一番大きく影響するとも思いますので、100粒であれば最低1%ですけれども、1万粒やれば幾らでも拾えるということがあって、サンプリングをしっかりを合わせたとしても、違うサンプルをとってやったら、その中に1粒が含まれるかどうかという確率を考えたらひっくり返る可能性が十分にあると思うのです。そこが一番危険かなと思いました。

○湯川座長 近藤委員、どうぞ。

○近藤委員 今回の対象は、あくまでも安全性に係るところではないので、一回の検査で違反するというのは多分、行政側の実行上を考えても、多分そういうことはない。

実際に運営するほうとしても、多分いろいろなロットをはかって、継続的に出ていけば、IP判定も確認して、これはいかんということになったら初めて、行政での取り締まりの対象になる。そういう運営になるのではないかと思うので、一回の検査で出からどうだという判定の運営をしなければ多分大丈夫だと思います。

○湯川座長 この議論は恐らく延々と続きそうな感じがします。きょうの結論の出方にもよるわけですが、これは具体的な検査方法の検討あるいは判定方法という先の話になってきますので、今、そういう課題があるということを指摘いただいたということで受けとめておきます。

松岡委員、お待たせしました。

○松岡委員 今村委員が心配されるようなことは当然起こってくる可能性がありますけれども、この5%から、私はできるだけ0に近くと言っているほうなのですが、その間については、IPハンドリングがされているものは、ちゃんと評価するような形の表現を考える必要があって、そこで救済することはできるのではないかと思います。消費者によくわかるような言葉に置きかえていくということで、かえって正確な表示として、消費者のほうも評価できるようになると思います。

もちろん、消費者庁に一生懸命広報活動していただかなければならないのですけれどもそういうことを前提にしますと成り立つ制度ではないかと思っております。

○湯川座長 武石委員、どうぞ。

○武石委員 やはり私としては、今村先生のおっしゃるように、事業者の行動として、今回この α を0にした場合、ほぼIPハンドリングは消滅するのではないかと。

そう言いますのは、今、実際に「遺伝子組換えでない」を多く使っているお豆腐屋さんとか納豆屋さん、中小の方が、果たして新しい「遺伝子組換えでない」制度に対応できるかということ、恐らくできないと思うのです。そうすると、ごく一握りの大手事業者が相当な管理をして、コストをかけてやったものだけが多分できるという制度になった場合、そこが実現可能であれば、今までのIPハンドリングなどをしなくてもいいのではないかといいことになって、IPハンドリングの制度自体が崩壊するのではないかといいことを、意見の中にも書かせていただいたところでございます。

あと、実際、消費者の方などにも聞いても、少なくともトウモロコシについては原料の段階から、その種子でもう混入しているという実態の中で、アメリカからのものがもうほぼ入れられなくなるということを考えてときに、本当にそういった制度をつくっているのか。言葉を考えるとありますが、新しい「遺伝子組換えでない」という制度ができたときに、今まで表現していた「遺伝子組換えでない」という言葉は、どう言葉を変えても後退するわけで、それについて、明らかに事業者に影響が出てきますので、そういったこともよく考えて制度設計しないと、今、せつかく事業者なりアメリカの協力で成り立っているIPハンドリングの仕組みが崩壊してしまうということは、懸念すべき事項だと思います。

○湯川座長 立川委員、どうぞ。

○立川委員 IPハンドリングが崩壊するという御懸念なのですが、もし崩壊した場合には、遺伝子組換え不分別あるいは遺伝子組換えという表示をされるおつもりなのでしょうか。

現行のIPハンドリングシステムはもう成立してから20年近く経過していますし、システムとしては何も変える必要がなくて、単に「でない表示」の部分だけを削除して、例えばお菓子などでも書いてありますが、非組換えのものを分別した原料からつくっていますということの意味を表記すればよいのではないかと思います。要は、「でない表示」を単に諦めるだけにすぎず、微修正でとどまるのではないかといいのが私の感想です。

○湯川座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

神林委員、どうぞ。

○神林委員 私の意見は、今のこの0から5というのは変えなくてもいいのではないかと考えています。ただ、表示の仕方として、消費者に正確に情報を届けるということで考えれば、「遺伝子組換えでない」という表現ができるのは0としておいて、ただ、先ほどのIPハンドリングをしなくなる事業者がいらっしゃるということでしょうけれども、それは実需があって成り立つものです。IPハンドリングに取り組んだ方が実需者にとってもメリットがあるようにということであれば、表の白の部分の任意表示のところを商品の差別化ができる（メリットのある）表示をしてあげれば、IPハンドリングは実施されると思います。混入率はこういう数字ですということを義務化に近い任意で表示できるようにしたほうがいいのではないかと思います。

ただ、そのときに、ちょっと気になるのは、同じことを表現しても、消費者の受け止め方が違う可能性があると思います。「遺伝子組換えを含む（5%未満）」という表現と「非遺伝子組換えを含む（95%以上）」という表現とを比較した場合に、消費者の皆さんはどのように受け取られるのかなと思うのです。同じことを表現しているのですけれども、消費者の印象がかなり違うのではないかと思います。そういうことも一緒にシミュレーションしながら、消費者にとって誤解のない表現の仕方を考えるべきかと思います。

○湯川座長 ありがとうございます。

そうですね。5%あるいは95%、どちらで書くかといったことは、恐らく実務的にはQ&Aなどで例示していくということになるのだろうと思いますけれども、いずれにせよ、分かりやすい表示方法をとという御趣旨と受けとめます。

ほかはいかがでしょうか。

今村委員、どうぞ。

○今村委員 0%のリスクとして、IPハンドリングが飛んでしまう可能性ということをもう一回、注意喚起したいと思うのですけれども、最初にお話ししましたように、IPハンドリングの最初の制度ができたときに、皆さんもうちょっと不分別と書くと思っていたし、こんなにIPの結果、組換えでないとなるとは思わなかったのです。

これだけIPハンドリングが日本に根づいて、皆さんがこれを使うとは思わなかった。これだけ面倒くさい制度が動くとは思っていなかったところがあります。

ところが、現実にはそれが予想に反して違う方向に行っていて、このような面倒くさい制度が動き始めた。

それは組換えでないということの、書くことの魅力による変化だと思うのです。これが組み換えでないということは、書けないとなったときに、この魅力が溶けたときに何が起るかというのが、当時予想が外れた人間としては、今回の予想が当たればいいという世界になってしまうので、非常にリスクを感じるころがあって、そういう意味でのリスクを感じますので、最終的には、やるかやらないかのときには、えいやでやることになる

思うので、そういう一遍外れた実績があるということを念頭に置いてもらう必要があるかと思えます。

○湯川座長 ありがとうございます。

澤木委員、夏目委員、いかがでしょうか。

○澤木委員 今、私たちが目にするものといえば、確かに「遺伝子組換えでない」という表示しか目にしないというところでは、それが無くなるということはありませんが、先ほどのIPハンドリングがされなくなると、「不分別」という表示は必ずされるということですね。

そうすると、消費者の方がそれを手にするかどうかというところが、事業者としては心配なところではないかと思うのです。

ですから、消費者教育をしっかりやって、「不分別」でも遺伝子組換えは安全なものであると徹底すれば、消費者は「不分別」と書いてあって、安全だから買っても良いものだと思うのではないのでしょうか。そういう意味では、私としてもなかなか難しいなと思うところではあるのですが、ただ、先ほどの0%か5%という部分、GMフリーは厳しくという、ほかの外国でもそうだということですので、0に近い値にして、あとは任意表示の白いところで、「きちんとIPハンドリングされていて、5%未満のものです」ということがわかるような表示がされれば一番良いのではと思います。

○湯川座長 ありがとうございます。

夏目委員、いかがでしょうか。

○夏目委員 わたしはこれまでとても厳しい意見を言ってきましたので、まず、そもそも不分別という表現があるのかどうかということも疑問を呈しましたので、単に遺伝子組換えのものが入っているか入っていないかという、どちらかにしてしまえば非常に分かりやすいということも申し上げてきたわけです。これまでの議論を考えながら思いましたことは、まず一つは、GMフリーである以上、消費者の誤認を避けるために、検出限界に近くするというのは、やはりそれは流れなのだろうと思います。

その一方で、もう一つは、これまで20年かけてつくってきたIPハンドリングの制度を壊さないように。そして、その事業者の努力に報いるような表示方法というのは、どこかで担保しないといけないのかなということを、最近思うようになりました。事業者の御努力が大変なものだというのが非常にわかります。

もう一つは、現行の表示制度そのものがIPハンドリングを前提にして成り立っているところがあるので、もしIPハンドリングのものをなくすということになると、表示制度そのものを全く根幹から変えてしまうということになって、私は別として、これまでの議論の中ではそういう方向にはなっていないわけです。

そのような感じを持ちましたので、現段階では国際的な流れから見ても、やはり消費者の誤認を招くという、5%以下が含まれているというものについては改善が必要だろうと思っております。

以上です。

○湯川座長 ありがとうございます。

江口委員からまだ御発言をいただいていないと思います。

○江口委員 皆さんの議論を聞いていて、いろいろ考えてはいたのですが、当初申し上げたとおり、現在「遺伝子組換えでない」という表示が多いということは、当然、消費者がその商品を欲しがると言いましょうか、要求するからそういう結果になっているということだと思っております。

そのために、事業者はこれだけ価格競争で、コスト削減で求められた非常に厳しい中でも、コストをかけて分別流通して、「遺伝子組換えでない」商品をつくるという努力を十数年間続けてきたということを考えれば、やはりこの制度そのものを壊してしまうというのは非常にいいことではないなと感じておりますので、5%という基準については維持して、今の制度でいいのではないかと考えております。

○湯川座長 ありがとうございます。

予定の12時を過ぎているのですけれども、済みません。もうちょっと10分か15分ぐらい延長して、こちら辺を何とか収束させていきたいと思っております。

武石委員のほうは、この「遺伝子組換えでない」という表示について、かなり強い愛着を持っておられるようなのですけれども、一回り意見を聞いた上で、もう一度御感想をお伺いしたいのです。

○武石委員 今、江口さんがおっしゃったとおり、「遺伝子組換えでない」という表示は、消費者の方が求めるから事業者もしているわけであって、実際、確かに科学的に言うと安全だという整理になるのですが、漠たる不安ということで、「遺伝子組換えでない」という表示をしてほしい。最近でいうと、納豆の国産すら、「遺伝子組換えでない」という表示をする事例も出てきているくらいですので、そういった意味で、こういった「遺伝子組換えでない」という言葉自体が従来、表示していた商品に使えなくなるということについては、相当大きな影響があるということをもう一度、考えなくてはいけないかなと思っております。

あわせて、新しいGMフリーの表示が、どこまで我が国で実現可能なのかをしっかりと検証する必要があると思っております。先ほど申しましたように、外国から入ってきた製品については、恐らく事実上、GMフリーの表示はできない。そうであれば、国産を使ってそういう表示をするのかといったときに、国産のものであっても、コンタミとか十分にあり得ますので、そこまでしっかりチェックして、国産のものも流通ルートをきちんとIPハンドリングに準じてチェックした上で、あわせて検査をした上で、GMフリーを表示するとすると、そういったところまで本当に現在、表示している中小事業者ができるのかといったところを考えると、この制度について、実行可能性という面でかなり課題が多いのではないかと、もう少しよく精査した上で報告書にはまとめるべきではないかという感想でございます。

○湯川座長 ありがとうございます。

今、遺伝子組換えフリーという話で、かなり理想的な条件を前提に話をしているわけなのですが、これは先ほど、近藤委員からもお話がありましたとおり、実際にやる時には、検査法と判定基準との絡みが必ず出てきます。さらに、偶発的な混入は当然起こるわけで、それはどの程度認めるのかという話を、これはまた分析の回数、n数と言われるものですが、そこら辺はまた事務局の判断になってくるのかなと思います。

そういう意味では、私自身、検査の現場におりましたので、本当に理想的な意味で0でないと、こういった表示ができないとなってしまうのか。これは今村委員からもお話がありましたような、リスクを伴う話になるわけですが、そういった偶発的なリスクをどの程度認めるかという制度設計を当然、考えていくことになるかと思いますが。

今のままではなかなか話が収束しないので、これは「遺伝子組換えでない」という表示をどこまで認めるかという話になりまして、消費者が求めるからという意見がある一方で、言葉の定義で、言葉の意味で「遺伝子組換えでない」というのはフリーであるべきだという意見もあったかと思いますが。

事務局から、先ほど紹介しましたけれども、任意表示のところですが。今でも例として表示されています。「遺伝子組換えでないものを分別」する。これは白い部分で書けるという運用になっていくことが考えられるわけですが、武石委員のほうは、その表示では不十分だと。

○武石委員 「遺伝子組換えでない」という表現からすると、どういう表現を使っても後退するということは間違いないと思いますので、いろいろ検討という方向で書くのはいいのでしょうか、実際にどういう表現が当てはまるか。しかも短い文字数でということになると、非常に難しいのではないかという、これは現実の話としてあります。

それから、任意表示のところは、繰り返し出てきていますが、書くといったときにどのような書き方をさせていただくのか。例えば一括表示欄に書けるのか、そうではなくて枠外表示になるのかとか、そういった点も事業者としてはかなり関心事項でもあるので、そういったところの妥当性も含めて、少し整理していただけるとありがたいと思います。

○湯川座長 基本的には現状と大きく変わらないということになりますので、「遺伝子組換えでないものを分別」というのを一括表示欄に書くという整理になるかと思いますが。

松岡委員、どうぞ。

○松岡委員 ちょっと質問なのですが、油とかしょうゆのような対象にはなっていないけれども既に「遺伝子組換えでない」という表示がされて、任意表示されている分野なのですが、これは今後、現状でもIPハンドリングで見ているというお話もありましたので、できたら生かしておきたいという気持ちがあるので、これはどのように変化すると考えられるのか、教えていただきたいのです。

○湯川座長 新たな表示制度を前提とする。現状でもそういう表示がありますので、今後、そういうGMフリー的な趣旨で「遺伝子組換えでない」という表示をとらえたときにはどう

なるかというのは、事務局で、ちょっと仮定の質問なのかもしれませんが、なるとすればどういう運用になるかお話しいただければと思います。

○赤崎課長 今回の松岡委員の御発言は、 α から5%までのところで「遺伝子組換えでない」という表示ができなくなった場合に、具体的にどのような表示が想定されるのかということなのでしょう。

○松岡委員 そうではなくて、例えば油、しょうゆの場合に、0というのでも確認できないわけですから、今、やっているように任意表示として私は白いところに該当するのかなと思ってはいるのですが、どのような判断になるのでしょうか。

○赤崎課長 そもそも話をさせていただきますと、今、任意表示という制度が義務表示とは別にあります。現行の表示制度は、義務表示以外は一律にだめ、書いてはいけないとはなっていないで、それが消費者の選択に資する適切な情報であれば、事業者の主体的な判断になると思うのですが、表示することができるとなっています。

その上で、今、お話のあったしょうゆとか油について、今でも「遺伝子組換えでない」という表示がなされているものもありますが、表示の真正性の担保については、まず、事業者のほうに立入検査等に入って、原料農産物について収去なりサンプルの取り寄せをして、その原料をまず科学的に分析するというアプローチもありますし、あとは、今でも原料農産物の生産流通に関する書類がIPハンドリングによってありますので、その確認もさせていただいたり、あとは事業者からいろいろな聞き取りをすることといった取り組みで、今、実行担保をしています。仮に「遺伝子組換えでない」表示の閾値が5%から α に下がることになって、今述べた手法を前提として、具体的な対応を考えていくことになるのではないかと考えています。

○湯川座長 ありがとうございます。

そういうことでよろしいでしょうか。

立川委員、どうぞ。

○立川委員 α を0にした場合、今の参考資料2でいいますと白い部分に当たるところの表示なのですが、第4回の検討会のときにハウス食品が説明されたのですが、例えば、とんがりコーンの中には、このような表示があります。「遺伝子組換え原料の混入を防ぐため、分別流通されたトウモロコシでつくったコーングリッツを使用しています」。枠内表示には、ただコーングリッツとのみ記載して、「遺伝子組換えでない」という表示はしていないということで、このような形が、ある意味では、私にとっては望ましいやり方なのかなと思います。

○湯川座長 今村委員、どうぞ。

○今村委員 立川先生のおっしゃるとおりなので、それを皆さんがやってくれるかどうかが一番心配で、私は「遺伝子組換えでない」というのを基準として一つつくったら、同じ基準の中に5%のIPハンドリングのものと、新しく「遺伝子組換えでない」という第2IPが、どんな形であれでき上がると思うのです。その第2IPができ上がったときに、第1IP

が生き残るかということが一番の心配点で、もし「遺伝子組換えでない」ということを書くことの魅力のほうが勝てば、新しくできたIPのほうが勝ってしまうので、残るは全部、不分別でいいやというようになってしまうと思うのです。

もともとの今のIPは、現実には1%以下の混入率のものがほとんどのものが入ってきている。それを大半の日本人が食べているという状態が、厳しい組換えでないというほうに傾いてしまったら、残りは全部組換えで不分別で書けばいいやとなってしまうと、最終的に日本に入ってくる低濃度の組換えの食品の量はぐんと減ってしまうという現象が起きると思うのです。

それが、日本の消費者の求めることか。私はそうは思えないので、できるだけ少ない濃度のものを大量に入れるというのが私は第1 IPだと思うので、正確に書かれたものが少量生き残るとい世界が幸せとは思えないところがあって、不正確だとは思うのですけれども、そのうちのどちらをとるかという選択になるのではないかと。

その解決策として、今、立川先生がおっしゃられるとおりの解決策があるのですけれども、それは事業者にとってすごく面倒なことになるので、その面倒なことを皆さんがとってくれれば、折衷案に落ちるのですけれども、そんなふうになるかです。

最初の議論にあった総量に書ける限界がありますという話にまた戻ってしまうのですけれども、たくさん書かなくてはいけなくなると、結局、書けなくなるからという理由で、元に戻って、もう不分別とかけばいいやとなってしまうというのが一番の危惧の点なのです。そこが、私はこの議論の一番の分かれ目ではないかと思えます。

○湯川座長 ありがとうございます。

まさに、そこを今、議論しているわけなのですが、新たな表示制度（想定）というのが出てきた背景は、これまでの議論の中で、「遺伝子組換えでない」という文言については、厳しく考えるべきではないかという意見が多かったということもあって、それではこうするという提案です。

5%を変えろという意見が今まで出てきていないのですが、 α から5の間は、分別生産流通管理は適切に行われているといった事実は書けるということで整理しようとしているのが右側の案なのですが、一方で、今村委員の心配、指摘がある。このときの対応は、恐らく現状維持ということになるのかなと思います。そうすると、特に「遺伝子組換えでない」という表示を5%のものまで認めている今の考え方で行くのかどうか。

でない表示をどう位置づけるかというところが論点かなと思いますので、そこら辺に絞って、この話を収束させていきたいと思えます。

いかがでしょうか。

立川委員、どうぞ。

○立川委員 でない表示を現行どおり維持することが、事業者の方の望んでいらっしゃるということとはよくわかります。

その場合、結局、事業者の方の主張は、消費者がそういうものを望んでいるからという

ことをおっしゃるわけなのですが、そうすると、消費者が望んでいるものにはこれとは別に義務表示を油などにも広げてほしいということもあります。そうしますと、どの消費者の希望は反映し、どの消費者の希望は考慮しないのか、事業者の方のお話しはわかるのですが、おっしゃっていることが、首尾一貫していないような印象を持ってしまいます。今村先生の御指摘も十分わかるのですが、もしもIPハンドリングをやめてしまうと、結局は不分別とか義務表示をせざるをえなくなります、そういう選択肢をどの程度の事業者の方がとるのか。

今は「でない表示」が許されているということで、多分、必要以上に「でない表示」がふえているという現状かと思いますが、それができなくなることによって、ミニマムなものにしかIPを適用しない。そのように事業者の対応が変化する可能性は確かにあるなど伺いして感じていました。

○湯川座長 澤木委員、夏目委員、松岡委員、いかがでしょうか。

○澤木委員 そうすると、 α がどのくらいであれば「でない表示」が消えないのかなというところはちょっと気になるころではあります。

検査はとても難しいことはわかりましたけれども、「でない表示」が無くならないぎりぎりの線は何パーセントかというところは出せるのであればお聞きしたいのですけれども。

○湯川座長 これについては、先ほど今村委員からも意見がありましたけれども、 α を決めるとすると、5か0かとならざるを得ないと思うのです。近藤委員からもありましたが、ある程度3%あるいは0.9というのものもあるのかもしれないのですが、定量的なラインを引いてしまうと、その検査の手間というか、その境界値がどちらに転ぶかというのが非常に難しい、かなり厳密な検査を要求されることになりますので、これまでの意見では、途中の数字というのは余り現実的ではないなというお話だったと私は受けとめております。

アイデアとしては、あるいは3%にする、2%にするという話はあるのかもしれませんが、いままでの各委員のお話を総合すると、そこら辺は否定されているのかなと受けとめております。

○澤木委員 あと一つ確認なのですけれども、白い任意表示のところ「遺伝子組換えでないものを分別」というのは書いてもいいということなのですか。

○湯川座長 それは今でも認められているということです。

○澤木委員 「でないものを分別」が後ろにつけばいいということですね。

○湯川座長 そうですね。これが事務局からの提案です。

松岡委員、どうぞ。

○松岡委員 私は、この白い部分の表現を魅力的なものにして、わかりやすく。やはり今までの「遺伝子組換えでない」という表示は不正確で、正確にすると、ここまで同じことを言っているのですよということが広報活動には必要だと思うのです。それで、5%以下のものの生かし方がちゃんと伝わるようにして、表現もわかりやすくして、例えば不分別と分別ぐらいでもいいのではないかと思う気持ちはあるのです。そして分別というのはど

うということかということをよく知らしめるということ。IPハンドリングの難しさとか、そういうことを評価するようなことをちゃんと広報に乗せていくということは大事なのではないかと思うのです。

私たち消費者団体も、そうしましたら一生懸命皆さんにお知らせできるようにしたいと思っておりますので、そういうことで解決していく可能性はあると思います。

今村委員の御心配のように、どかんとひっくり返らないで済むのではないのでしょうか。「遺伝子組換えでない」というものも十分に知られているわけでもないのです、大丈夫かなと思っっているのですが、安易でしょうか。

○湯川座長 今村委員、どうぞ。

○今村委員 自分が予想を外した実績があるので、何よりもこの予想でそのとおりに世の中が動くかという疑問を持っています。

ですから、必ずこうでなければいけないということは言えないですけども、今のこの議論のリスクは十分認知しておいていただく必要があるし、組換えでないという表現が今まで勝ってしまった実績があるので、これが新しい分野になったときに、新しくつくった言葉が組み換えでないに勝つかといたら、多分負けると思うのです。ですから、すると組換えでないを追いかける制度になってしまうということがリスクだと思うのです。そういういい言葉があればいいのですけれども、ないのではないかというのが一番の危惧です。

○湯川座長 松岡委員、どうぞ。

○松岡委員 私の周りでは、「遺伝子組換えでない」という表示が余りにもたくさんあるので、あれはインチキではないかと思っっている人が結構いまして、そんなにたくさん大丈夫な大豆などが入ってきているはずがないと。これだけ輸入の原料を使っているのだから、絶対にあれば半分以上はインチキだと思っっている人もいましたので、必ずしも信頼性が高かったかどうかというのもある言葉だったと思うのです。

○湯川座長 どうぞ。

○今村委員 それは全くそのとおりだと思うのです。そのときに事業者が、組換えでないを追いかけるか、もう不分別でいいやと思うかという差なのです。

不分別でも、消費者の皆さんが買うとなったら、最初のIPは全部なくなってしまうということなのです。それでいいのかということだと思います。組換えでないという非常に限られた商品になると思うのですけれども、そちら以外は全部、不分別になってしまうという可能性を危惧する。

すると、最終的には組換えでない食品を日本人はたくさん食べていたのに、それが食べられなくなってしまうというのが危惧の点なのです。

○湯川座長 今のお話で、それ以外は全部不分別になってしまうというのは、まさにそうした可能性もあるということですが、参考資料2の右側では、「遺伝子組換えでないものを分別」というのが残るのではないかという前提で書いてあるわけです。

夏目委員、どうぞ。

○夏目委員　そもそも論ですけれども、やはり表示というのは、内容を正しく表示することが前提にあるかと思えます。

そういう意味で、これまで5%以下のものを「遺伝子組換えでない」というように表示してきたということは、やはり消費者の誤認を招く。これは事実だと思います。

ですから、そここのところを検出限界まで下げて、GMフリーという新たな項目を設ける。そしてさらには、5%以下でGMが混ざっていても自分は選択しますという消費者もたくさんいるわけです。ですから、左の任意表示の部分を右に移行するというのは、一つの方法なのだろうと思います。

もう一つ、先ほどさかんに「遺伝子組換えでない」という表示を消費者が求めているとおっしゃいますけれども、消費者はその表示しか見られないという現実があるわけです。ですから、それはどちらが先か、鶏と卵みたいな話なので、必ずしも消費者がそれを望んでいるかどうかはなかなか判断がつきにくいし、もしかしたら事業者がそのほうが良いというように選択をしているのかもしれないということなのだろうと思います。

消費者もいろいろな考え方がいらっしゃいますので、ゆとりのある選択肢を残してもらうのがよろしいのかなと思って、この事務局が想定しております新しい表示制度も新たな選択肢としては可能ではないかと思っております。

以上です。

○湯川座長　ありがとうございます。

時間がもうぎりぎりになってきましたので、江口委員、神林委員、もしこの件でありましたら、発言をお願いしたいのと、その後で武石委員。

○神林委員　事業者の立場からまず言いますと、これはあくまでも意図せざる混入率ですので、向こうからこちらに持ってくる時には限りなく0に近いというふうに持って来ているわけです。ですから、そのために向こうとも契約を結びますし、可能な限り入らないような流通行程を管理をするということをやっているわけです。ですから、「遺伝子組換えでない」という表示ができないからIPハンドリングをやらないという考え方にはならないのではないかと思います。

逆に言うと、消費者がどこまでそれを求めてきていただけるのか。我々はその消費者のご期待にしっかりと応えていくことだと思います。

先ほど申し上げたことを繰り返すようになりますが、0から5というところの今まで「遺伝子組換えでない」と全て一括で網羅した表現の仕方をできるだけ正しい表現の仕方に変えていこうということで、「遺伝子組換えでない」は0にして、それ以外のものは別の言い方で、表示し、それで消費者に選択していただくということかなと思っています。

○湯川座長　ありがとうございます。

江口委員はよろしいですか。

武石委員、どうぞ。

○武石委員　繰り返しになりますけれども、言葉が適切でないのであれば、「遺伝子組換

えでない」にかわることを検討するのは一つの方法だと思いますが、あわせて、0%という新たな制度を設けることについては、現実の話はトウモロコシといっても、国産ではデントコーンをつくっていませんから、そうすると輸入に頼るわけですが、輸入した場合にも、検出限界などは事実上あり得ない数字なので、そうした場合に、今までつくったアメリカのデントコーン由来の製品はどうするのかとか、仮に大豆であっても、外国からほぼ輸入できないという検出限界という制度になった場合に、国産大豆で対応できるのか。逆にそれは、国産大豆の価格高騰を招いて、中小事業者にもむしろ大きな影響を与えるのではないかと、いった制度に与えるシミュレーションを少し考えないと、結構この α という制度を設けること自体のリスクは現実的に大きいのではないかと思います。

○湯川座長 ありがとうございます。

もう12時半を過ぎてしまいましたので、これで議論のほうは終わりにしたいと思います。

きょうは最後まで行くつもりだったのですが、普及・啓発のほうは、議論に行けませんので、それは次回、冒頭で議論をするというように整理したいと思います。

一応、今度は報告書案でさらに議論を進めていきたいと思うのですが、きょうの意見は、特に参考資料2の関係は賛否両論ありましたが、正しい意味で表示をする、正確に表示をするという意味では、新たな表示制度を支持する声はやや強かったのかな。強い反面、懸念もあつたことは事実です。ですから、報告書案としては、一応、新たな表示制度、5%、それから α については検出限界ということで、報告書案をまとめていただこうと思います。

ただ、それについてどういう意見があつたかということも、同時に報告書の中に、懸念も含めて書いていただく。一旦そういう形でまとめさせていただきます。

次回はたしか16日だったと思いますので、できるだけ早めに事務局にまとめていただき、事前に委員の方々に送れるようにしたいと思います。

○蓮見課長補佐 第9回の検討会は2月16日金曜日午後2時から、本日と同じ合同庁舎4号館4階408会議室で開催いたしますのでよろしく願いいたします。

○湯川座長 時間が大幅に超過してしまいましたけれども、本日の検討会を終了いたします。

皆さん、どうもありがとうございました。